

ICT CONNECT 21

新しい著作権法と学校教育フォーラム

教育に係る著作権法改正 —新しい著作権制度

2018年8月24日（金）

文化庁著作権課 課長補佐 秋山卓也



©Takuya Akiyama

注：本講演には、講演者の私見が含まれることにご留意ください。

平成30年 第196回国会における教育に関わる著作権法改正の概要

著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)

○情報通信技術の進展等の著作物等の利用をめぐる環境の変化に対応し、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、以下の4点について改正。

- I. デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備
- II. 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備
- III. 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備
- IV. アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等

○施行日は、I、III、IVについては平成31年1月1日

II（教育の情報化）については公布の日（平成30年5月25日）から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日

学校教育法等の一部を改正する法律(平成30年法律第39号)

○学校教育法において、紙の教科用図書に代えて使用することができる「デジタル教科書」を制度化。これに伴い、著作権法において、「デジタル教科書」への著作物等の掲載に関する権利制限規定を整備。

○施行日：平成31年4月1日

著作権法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

デジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにする。

著作権制度について

- <著作権の保護>
- ・他人の著作物(例:小説、論文、新聞、写真、美術、音楽、映画、コンピュータプログラム等)を利用※する場合、著作権者の許諾が必要。(※)権利が付与されている行為:コピー(複製)、ネットワークでの送信(公衆送信)、演奏、上映、譲渡、貸与等
- <著作権の例外(「権利制限規定」)>
- ・法律で定める一定の場合※は、著作権者の権利が制限され、許諾を得なくても自由に利用することが可能。(※)引用、報道のための利用、学校の授業での著作物のコピー、教科書への著作物の掲載、図書館での文献のコピー、インターネット情報検索のためのウェブサイトの情報のコピー等、様々な場合について規定が整備されている。

改正の概要

(1) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備(第30条の4、第47条の4、第47条の5等関係)

- ・著作物の市場に悪影響を及ぼさないビッグデータを活用したサービス等※のための著作物の利用について、許諾なく行えるようにする。
- ・イノベーションの創出を促進するため、情報通信技術の進展に伴い将来新たな著作物の利用方法が生まれた場合にも柔軟に対応できるよう、ある程度抽象的に定めた規定を整備する。

(※) 例えば現在許諾が必要な可能性がある以下のような行為が、無許諾で利用可能となる。
○所在検索サービス(例:書籍情報の検索)→著作物の所在(書籍に関する各種情報)を検索し、その結果と共に著作物の一部分を表示する。
○情報解析サービス(例:論文の盗用の検証)→大量の論文データを収集し、学生の論文と照合して盗用がないかチェックし、盗用箇所の原典の一部を表示する。

(2) 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備(第35条等関係)

- ・ICTの活用により教育の質の向上等を図るため、学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為等について、許諾なく行えるようにする。

【現 在】利用の都度、個々の権利者の許諾とライセンス料の支払が必要 【改正後】ワンストップの補償金支払のみ(権利者の許諾不要)

(3) 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備(第37条関係)

- ・マラケシュ条約※の締結に向けて、現在視覚障害者等が対象となっている規定を見直し、肢体不自由等により書籍を持っていない者のために録音図書の作成等を許諾なく行えるようにする。

(※)視覚障害者や判読に障害のある者の著作物の利用機会を促進するための条約

【現 在】視覚障害者や発達障害等で著作物を視覚的に認識できない者が対象 【改正後】肢体不自由等を含め、障害によって書籍を読むことが困難な者が広く対象

(4) アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等(第31条、第47条、第67条等関係)

- ・美術館等の展示作品の解説・紹介用資料をデジタル方式で作成し、タブレット端末等で閲覧可能にすること等を許諾なく行えるようにする。

【現 在】小冊子(紙媒体)への掲載は許諾不要。タブレット等(デジタル媒体)での利用は許諾が必要。 【改正後】小冊子、タブレット等のいずれも場合も許諾不要。

- ・国及び地方公共団体等が裁定制度※を利用する際、補償金の供託を不要とする。

(※)著作権者不明等の場合において、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託することで、著作物を利用することができる制度

【現 在】裁定制度により著作物等を利用する場合、事前に補償金の供託が必要 【改正後】国及び地方公共団体等については、補償金の供託は不要(権利者が現れた後に補償金を支払う)

- ・国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送付を許諾無く行えるようにする。

成立 平成30年5月18日

公布 平成30年5月25日

施行期日 平成31年1月1日

②については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日。

目次

1. 問題の所在と検討の経緯
2. 文化審議会における検討
3. 平成30年著作権法改正の概要
4. デジタル教科書の制度化に伴う
著作権法の改正
5. 今後の展望

1. 問題の所在と検討の経緯

<著作権法の目的>

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。(第一条)

権利の保護(→創作へのインセンティブ／自然権)

創作

流通

利用

しかし、過度な権利保護がなされると、著作物の流通・利用が滞り、国民が文化的所産を享受できなくなる。

しかし、過度な権利制限がなされると、著作者が創作に投じた費用が回収できなくなり、新たな創作へのインセンティブが失われる。

権利の制限(→公正な利用の確保)

➡ 著作権法は権利の「調整弁」となり、著作者へのインセンティブ等と流通・利用の円滑化のバランスを取り、著作物の創造サイクルを最適化

ICT活用教育の意義：**教育の質の向上**や**教育の機会拡大**など

◆第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）

○上記を踏まえた教育の在り方として、今後は、一方向・一斉型の授業だけではなく、ICTなども活用しつつ、個々の能力や特性に応じた学びを通じた基礎的な知識・技能の確実な修得や、子どもたち同士の学び合い、さらには身近な地域や外国に至るまで学校内外の様々な人々との協働学習や多様な体験を通じた課題探求型の学習など、**学習者の生活意欲、学習意欲、知的好奇心を十分に引き出すような新たな形態の学習の推進**が求められる。

◆文部科学省「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会」報告書（中間まとめ）
（平成26年8月29日）

2. ICTを活用する意義

(2) ICTの特長を生かすことによる教育の質の向上

- ① 課題解決に向けた**主体的・協働的・探究的な学び**が実現できる点
- ② 個々の能力や特性に応じた**学び**を実現できる点
- ③ 離島や過疎地等の**地理的環境に左右されずに教育の質を確保**できる点

現行著作権法における学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い(第35条)

○教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①対面授業のために複製することや、②対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業のために公衆送信することは、著作権の権利制限規定(第35条)により、無許諾で可能。

○その他の公衆送信は権利者の許諾が必要となっており、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。

権利制限あり(無許諾・無償)
(著作権法第35条第1項)

複製

対面授業で使用する資料
として印刷・配布



権利制限あり(無許諾・無償)
(著作権法第35条第2項)

遠隔合同授業の
ための公衆送信



対面授業で使用した資料や講義映像を
遠隔合同授業(同時中継)で他の会場に送信

同時中継

遠隔地の会場

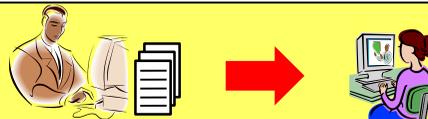


今回の改正範囲

その他の公衆送信全て

権利制限なし(許諾を得て利用)

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



学校等における著作物の複製に関する権利制限規定(第35条第1項)の主な要件

- ① 営利を目的としない教育機関における利用であること
- ② 授業を担当する教員やその授業を受ける児童・生徒等がコピー等を行うこと
- ③ その授業の過程で使用するものであることに必要な限度のものであること
 - ⇒教育目的であってもその授業と無関係の**他の教員・教育機関と共有する行為は対象外**
 - ⇒授業研究等のために他の教員と共有する行為は対象外
 - ⇒その授業で取り扱う範囲を超えて参考資料とするために本を1冊コピー等する行為は対象外
- ④ その著作物の種類や用途, 複製の部数などから判断して, 著作権者の利益を不当に害しないこと
 - ⇒例えば、ドリル・ワークブックなど, 教育機関や学習者が購入することを想定して制作・販売されているものは対象外

(参考)学校の諸活動と権利制限規定の射程範囲

場面	関連する主な権利制限規定
①教育活動	学校等の授業のための複製等(35条)、 教科用図書等への掲載(第33条)・デジタル教科書 への掲載等(新第33条の2)、 引用(32条)、非営利目的の演奏等(38条)、 試験問題としての複製等(36条)
②入学者選抜	試験問題としての複製等(36条)、引用(32条)、 非営利目的の演奏等(38条)
③研究活動	引用(32条)、図書館等における複製(31条) (左記の場面に特化した規定なし)
④広報・ OCW(教材公開)	引用(32条) (左記の場面に特化した規定なし)
⑤学内の事務処理	引用(32条) (左記の場面に特化した規定なし)

■平成18年1月 著作権分科会報告書

- 授業のための公衆送信を権利制限の対象にすることを検討。
しかし権利者への不利益への配慮が必要などの理由から結論に至らず。

著作権の保護とのバランスに十分配慮するため、いかに要件を限定しつつ、eラーニングの発展のために必要な措置を組み込むべきかなどについて、教育行政及び学校教育関係者による具体的な提案を待って、検討することが適当。

<考えられる要因>
○教育関係団体としての意見集約がなされなかった。

○権利者に及ぶ不利益に対する適切な配慮が行われていなかった。

■平成26年度 文化審議会での検討を再開

- 教育現場の著作物利用実態、諸外国の法制度等の調査

■平成27年度 文化審議会での審議の本格化

- 授業のための公衆送信を権利制限の対象とすること等について検討

○教育関係団体としての意見を一つの方向に集約することができた。

■平成28年度 文化審議会の審議の中間とりまとめ

- 教育関係団体から意見書の提出(平成28年12月)
- 法制・基本問題小委員会中間まとめ(平成29年2月)

○権利者に及ぶ不利益に対する適切な配慮を行うことによって、権利者の理解が得られた。

■平成29年度 文化審議会の結論をとりまとめ

- 「文化審議会著作権分科会報告書」(平成29年4月)

学校でのICT活用教育における著作物利用を巡る課題の概要

文化庁の実施した調査研究や、文化審議会における関係団体からのヒアリングにおいて、ICT活用教育における著作物利用をめぐって以下の課題について指摘。

<現状>

①著作権処理を円滑に行えない

- 権利者に相談しても許諾を断られる
- 権利者検索に時間がかかる・連絡先不明
- 権利者に連絡後権利処理までに時間がかかる

②権利処理の要否が判断できない

- 教育機関と権利者団体との間で合意した法解釈に関するガイドラインがない
- 教育機関の著作権法に関する理解が不十分

<課題>

①利用の萎縮

②多大な手続き費用を投じて利用

③許諾を得ずに利用

ICT活用教育において必要な著作物を適切に利用していく上で障害

権利制限規定の見直し

ライセンス環境の整備

法解釈に関するガイドラインの整備

教育機関における研修・普及啓発

文化審議会著作権分科会で検討

当事者間協議等で検討

初等中等教育でのICT活用教育における著作物利用を巡る課題(詳細版)

著作権処理を円滑に行えない

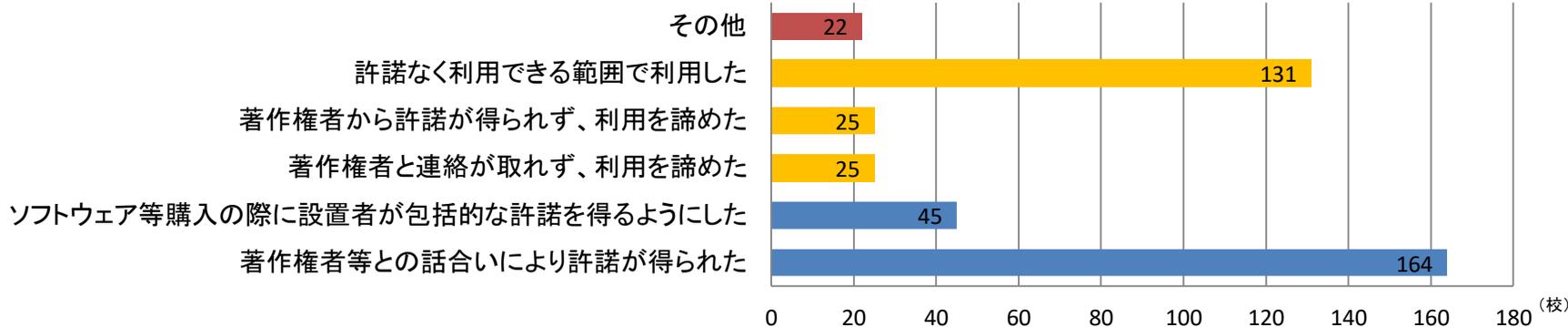
- 要因1) 権利者に相談しても許諾を断られる
- 要因2) 権利者検索に時間がかかる・連絡先がわからない
- 要因3) 権利者に連絡しても権利処理までに時間がかかる

○学校において他人の著作物を利用する場合に著作権上の課題が生じたことがある学校(359校)のうち、各教科等の教材を作成する時に課題が生じたとする学校が134校(37%)存在する。

○著作権上の課題が生じたことがある学校(359校)のうち、許諾が得られたとする学校は164校(46%)にとどまり、残りは許諾なく利用できる範囲に限定したり、利用を断念するなどを選択している。(表①参照)

表①)学校において他人の著作物を利用する際著作権上の課題が生じた場合、どのように対応したか(問10-3)

(N=359.複数回答可)



出典:「学校における著作権教育のアンケート調査報告書」(公益社団法人著作権情報センター)

○権利処理手続き上の負担が大きく、第三者の著作物を利用することを当初から諦めてしまう。

- ー教員が権利処理を行うのに時間を取られ、授業準備に支障が出るおそれがある。
- ー公衆送信を行う際の権利処理手続きを民間事業者に委託しており、多くの経費がかかる。
- ー権利処理が発生しないようできるだけフリー素材を使用する。

(佐賀県教育委員会)(平成27年度著作権分科会法制・基本問題小委員会(第2回)ヒアリング)

初等中等教育でのICT活用教育における著作物利用を巡る課題(詳細版)

権利処理の要否が判断できない。

- 要因1)教育機関と権利者団体との間で合意した法解釈に関するガイドラインがない
- 要因2)教育機関において著作権法に関する理解が十分でない

要因1に関して)「教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」(平成16年3月)の策定経緯

現在、第35条の解釈については、「著作権法第35条ガイドライン協議会」※が公表したガイドラインが存在する。

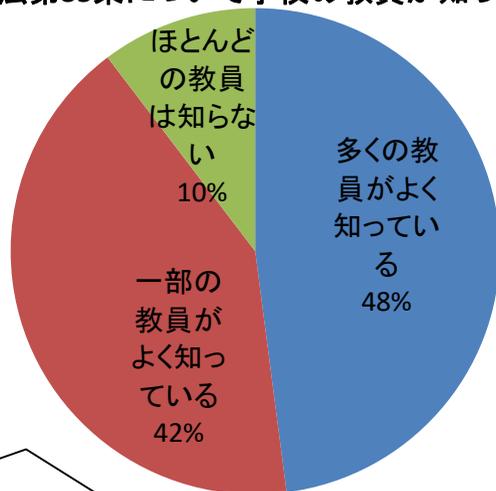
当該ガイドラインの策定に当たっては、当初は一部の教育関係者が参画していたが、団体代表として参画したわけではなかったために、最終的な取りまとめの段階で、このプロセスから外れることとなり、結果として権利者団体のみのクレジットで公表されることとなった、と指摘されている。 ※学術著作権協会などの権利者団体9団体

(平成27年度著作権分科会法制・基本問題小委員会(第3回))

要因2に関して)

表②)著作権法第35条について学校の教員が知っているか(問11)

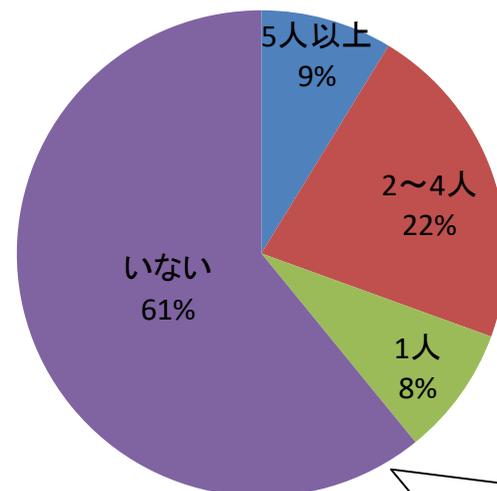
(N=1852)



○初等中等教育段階の学校へのアンケートによると、著作権法第35条の規定について「多くの教員がよく知っている」と回答した学校は48%にとどまる。(表②参照)

表③)学校に、過去3年間に著作権に関する研修を受けた教員が何人いるか(問13)

(N=1862)



○過去3年間で著作権に関する研修を受けたことがある教員が2人以上いる学校は約30%にとどまる一方、どの教員も研修を受けたことがないという学校が61%存在する。(表③参照)

高等教育機関でのICT活用教育における著作物利用を巡る課題（詳細版）

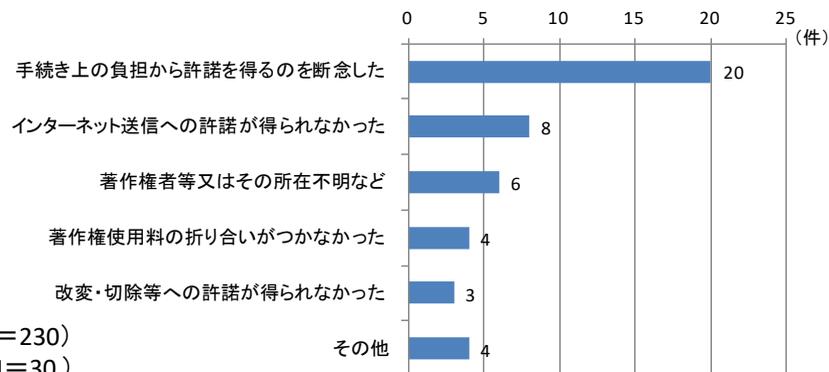
（調査研究及び審議会における教育関係者ヒアリング結果より）

著作権処理を円滑に行えない

- 要因1) 権利者に相談しても許諾を断られる
- 要因2) 権利者検索に時間がかかる・連絡先がわからない
- 要因3) 権利者に連絡しても権利処理までに時間がかかる

表①

- ・ 第三者の著作物等が利用できなかった経験
「ある」と回答した学部・学科は 13.0% (N=230)
- ・ 第三者の著作物が利用できなかった理由 (N=30)



○第三者の著作物を利用することができなかった経験のある大学のうち、断念した理由として、7割の大学が「権利処理手続き上の負担」と回答。また、3割の大学が「インターネット送信への許諾が得られなかった」と回答。（表①）

○第三者の著作物を利用することを当初から諦めるケースもある。

- －授業内容との関係で重要性が低い著作物は差し替え・削除を行う。
- －利用する著作物の削除や差し替えが困難な場合のみ権利処理を行うため、処理件数はどの大学でもごく少数。

○許諾を得ようと思っても、一部の分野を除き、権利者団体による権利の集中管理体制が整っておらず、著作権者の検索及び権利処理に相当の負担がある。

（「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究（平成27年3月）」）

○著作権分科会において、教育関係者から著作権処理を巡る課題について指摘あり。

- －一部の出版社は電子利用を全て禁止しており、許諾が得られない（大学eラーニング協議会）
- －権利者検索や細かな連絡対応等、時間的・人的負担が大きい（大学eラーニング協議会）
- －eラーニングによる正規授業は対面授業と同様に単位が認められるのに、著作権法上の扱いは異なり、権利処理に費用と時間がかかる（明治大学）等

（平成27年度著作権分科会法制・基本問題小委員会（第2回））

権利処理の要否が判断できない。

要因1)教育機関と権利者団体との間で合意した法解釈に関するガイドラインがない

○大学によって著作権法上の権利制限規定の解釈・運用の状況に幅がある。

ー特に引用(第32条)に関して、主従関係の判断基準や画像等の扱いについて差が見られる。

○権利制限の対象となるかの判断がつかない場合、当該著作物の使用を差し控えるという実態がある(早稲田大学等)。(「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究」(平成27年3月))

○著作権分科会では教育関係者(大学eラーニング協議会)から、教育現場での著作物利用に係る手続き上の課題について意見があり、法解釈を明確化してほしいとの要望があった。

ー「権利制限の対象となるかの基準が難しく、慎重に対応する必要があり、権利処理に費用と時間を要する。教員の正しい理解が乏しく、業者委託に頼れば処理経費が高騰する」
等

(平成27年度著作権分科会法制・基本問題小委員会(第2回))

<参考>「教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」(平成16年3月)の策定経緯

現在、第35条の解釈については、「著作権法第35条ガイドライン協議会」※が公表したガイドラインが存在する。

当該ガイドラインの策定に当たっては、当初は一部の教育関係者が参画していたが、団体代表として参画したわけではなかったために、最終的な取りまとめの段階で、このプロセスから外れることとなり、結果として権利者団体のみクレジットで公表されることとなった、と指摘されている。

(平成27年度著作権分科会法制・基本問題小委員会(第3回))

※学術著作権協会などの権利者団体9団体

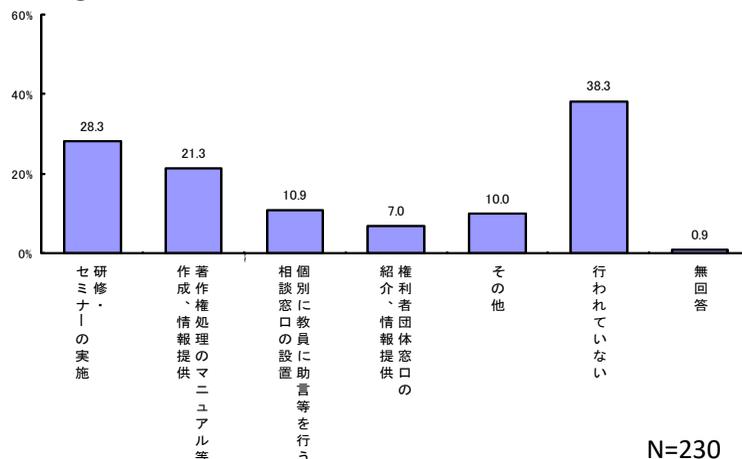
高等教育機関でのICT活用教育における著作物利用を巡る課題(詳細版)

(調査研究及び審議会における教育関係者ヒアリング結果より)

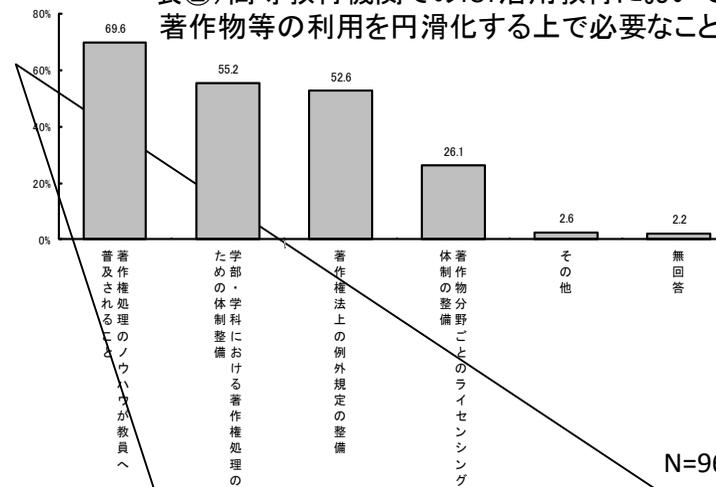
権利処理の要否が判断できない。

要因2)教育機関において著作権法に関する理解が十分でない

表①)著作権制度や著作権処理に関する情報提供等の取組



表②)高等教育機関でのICT活用教育において著作物等の利用を円滑化する上で必要なこと



○著作権制度や著作権処理に関する情報提供として、研修・セミナー等を行う教育機関も一定数あるものの、4割の大学では何も行われていない。(表①)

○ICT活用教育において著作物等の利用を円滑化する上で、7割の大学が著作権処理のノウハウが教員へ普及されることが必要と回答(表②)

「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究(平成27年3月)」

○審議会では、権利者団体から、教育現場におけるコンプライアンスについて指摘あり。

例えば前期の15回の講義で使用する教材を全て1冊ないし複数の著書のコピーだけで済ませるケース、いわゆる「自炊」した本を研究室のサーバーに置いて教員・学生で共有するケース、数社の出版社が発行する書籍から欲しいところだけを抜粋してコピーし、冊子体にまとめ多くの授業で使用するケース、教師が出版物をスキャンして作成したPDFファイルをメール添付やファイル転送サービスの利用等の方法で学生に送信するケース、教師控室に置かれた講座別の棚に過去の講義分も含めて講義で使用するコピー資料が置かれ、学生は講義を休んだ場合なども含め、必要な資料を自由に持っていきことができるケースなど、枚挙にいとまがありません。ここで御紹介した五つの例は、現在行われていることのほんの一部ですが、ガイドラインの周知どころか、拡大解釈により35条の範囲を大きく逸脱した利用が常態化しており、高等教育機関はもはや著作権無法地帯と言っても過言ではないと思います。(日本書籍出版協会関係者発言)

2. 文化審議会における検討

教育関係者の意見(2015年7月ヒアリング)

○ICT活用教育も対面授業と同様に**公益性が認められる**ため、**権利制限規定の対象とすべき**

権利者団体の意見(2015年7月ヒアリング)

○国際的な状況(※)や条約に照らして、教育目的の利用としても**金銭的な補償が必要**
 ○デジタルの場合は違法に拡散される危険性が高く**権利侵害が助長されるおそれ**
 ○現時点でも教育機関で法が適切に運用・解釈されていない実態があり、まずは**教育機関において著作権法について周知を行うべき**。

(※・参考)諸外国の権利制限の有無と対価の還元制度の状況

	日	米	英	仏	独	韓	豪
複製	●		◇	○	○	○	○
公衆送信	×	※	◇	○	○	○	○

●補償金なし
 ○補償金あり
 ◇ライセンス料
 ×権利制限なし

審議会(有識者)の意見

公衆送信について、法制的な観点からは権利制限の対象とする必要性が認められる。
 ただし、

- ①権利者の正当な利益への配慮について検討することが必要。
- ②教育機関における著作権法に関する普及啓発などの環境整備が必要

教育関係団体※から意見書の提出(2016年12月)

<補償金について>

- 教育は文化の発展に寄与するという公益性に鑑み、複製等は引き続き無償とするとともに、補償の対象となる公衆送信に係る補償金額は極力低廉にすること
- 補償金支払に係る手続上の負担を低減するため、補償金の徴収分配体制についても簡便な仕組みを構築すること

<研修・普及啓発活動について>

- 各学校や教育委員会等が教職員に対する普及啓発に努めることが重要であり、各団体でも取組を促進していきたい。

<ライセンシング環境について>

- 権利処理の相談ができる一元的な窓口の設置等の環境整備を著作権管理団体で行うこと。

権利者団体※(37団体の協議会)の意見(2017年4月)

- 権利制限規定の整備に伴い補償金制度の導入がなされることとなった場合には、制度の円滑な運用を実現するため、その受け皿となる団体を設立し、必要な準備に当たる。
- ライセンス環境の整備についても、利用者と協議しつつ、並行して実現に向けて検討する。

※意見表明のあった団体は次ページ参照

審議会報告書のとりまとめ段階において、以下の団体から意見提出を受けた。

<教育関係団体>

(初等中等教育関係)

- 全国都道府県教育委員会連合会
- 全国市町村教育委員会連合会
- 全国連合小学校長会
- 全日本中学校長会
- 全国高等学校長会
- 日本私立小学校連合会
- 日本私立中学高等学校連合会
- 全国国立大学附属学校連盟

(高等教育関係)

- 国立大学協会
- 公立大学協会
- 日本私立大学団体連合会
- 全国専修学校各種学校総連合会

<権利者団体>

○「教育利用に関する著作権等管理協議会」

- ・言語、音楽、写真、レコード、実演など、教育に関わる権利者37団体で構成。
- ・加盟団体は以下のとおり。(平成29年4月現在)

公益社団法人日本文藝家協会, 協同組合日本脚本家連盟(予定), 協同組合日本シナリオ作家協会, 一般社団法人日本写真著作権協会, 公益社団法人日本写真家協会, 公益社団法人日本広告写真家協会, 一般社団法人日本写真文化協会, 公益社団法人日本写真協会, 一般社団法人日本写真作家協会, 一般社団法人日本スポーツプレス協会, 日本肖像写真家協会, 全日本写真連盟, 日本自然科学写真協会, 日本風景写真協会, 一般社団法人日本美術著作権連合, 一般社団法人日本美術家連盟, 公益社団法人日本グラフィックデザイナー協会, 一般社団法人日本児童出版美術家連盟, 日本図書設計家協会, 一般社団法人日本理科美術協会, 日本出版美術家連盟, 一般社団法人東京イラストレーターズソサエティ, 公益社団法人日本漫画家協会, 一般社団法人マンガジャパン, 一般社団法人日本書籍出版協会, 一般社団法人日本雑誌協会, 一般社団法人学術著作権協会, 一般社団法人日本新聞協会, 公益社団法人日本専門新聞協会, 一般社団法人自然科学書協会, 一般社団法人日本医書出版協会, 一般社団法人出版梓会, 一般社団法人日本楽譜出版協会, 一般社団法人日本電子書籍出版社協会, 一般社団法人日本音楽著作権協会, 一般社団法人日本レコード協会, 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

権利制限規定の見直し

- 学校等の教育の公益性に鑑み、公衆送信を広く権利制限の対象とすることが適当。
- 今日の複製機器等の普及状況を踏まえると、教育機関における著作物利用は、複製・公衆送信のいずれも著作権者に軽微とは言えない不利益を及ぼしており、諸外国の状況を見ても、複製・公衆送信のいずれも補償の必要性が認められる。
- しかし、現在無償で行える行為を補償金の対象とした場合、教育現場の混乱を招きかねない。
- このため、今回の制度改革では、教育機関における手続き的負担を軽減しつつ(支払窓口の一元化等)、新たに権利制限の対象とする公衆送信のみを補償金の対象とすることが適当。(現在無償で行える行為の取扱いは将来の課題。)

教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発

各教育団体及び教育機関においては、今般の権利制限規定の拡充を契機として、研修・普及啓発活動に係る取組の徹底及び更なる充実が図られるよう、本分科会としてはその継続的な努力を要請する

ライセンス環境の整備

教育関係者及び権利者団体においては、本取組の実現及びその発展に向けて、引き続き精力的に協議を進めることを要請したい。

政府としては(中略)必要に応じ、当事者間におけるライセンス環境の整備を促進するための支援等を行っていくべきである。

ガイドラインの整備

教育関係団体及び権利者団体の協力の下でガイドラインの策定が円滑に進むよう、分科会としても、両当事者による取組状況を随時把握し、必要に応じて更なる助言等を行う

3. 平成30年著作権法改正の概要

第35条の改正のポイント

○教育機関の授業の過程における公衆送信による著作物の利用を広く権利制限の対象とし、これを無許諾で行うことを可能とする。

○その際、現行法上無償の行為(複製等)は無償を維持しつつ、新たに無許諾で利用が可能となる公衆送信について、教育機関の設置者に対し、補償金の支払を求める。

○補償金の徴収分配は、一元的な窓口として、文化庁長官が指定する団体(指定管理団体)が担うことができる制度を整備。

○補償金の徴収分配に当たる指定管理団体の管理運営や補償金の額の決定方法等について、法律上の一定のルールを整備。

現行規定との関係

補償の必要性が認められるが、
現場の混乱・法的安定性への配慮から無償を維持

権利制限あり(無許諾・無償)

(著作権法第35条第1項)

複製

対面授業で使用する資料
として印刷・配布



権利制限あり(無許諾・無償)

(著作権法第35条第2項)

遠隔合同授業の
ための公衆送信



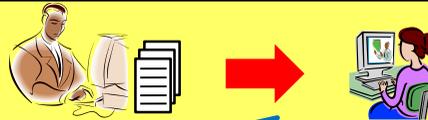
対面授業で使用した資料や講義映像を
遠隔合同授業(同時中継)で他の会場に送信

今回の改正範囲

その他の公衆送信全て

補償金を支払って利用

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



権利者の利益の適切な保護を図るため、補償金の
支払いを条件に、新たに権利制限の対象とする

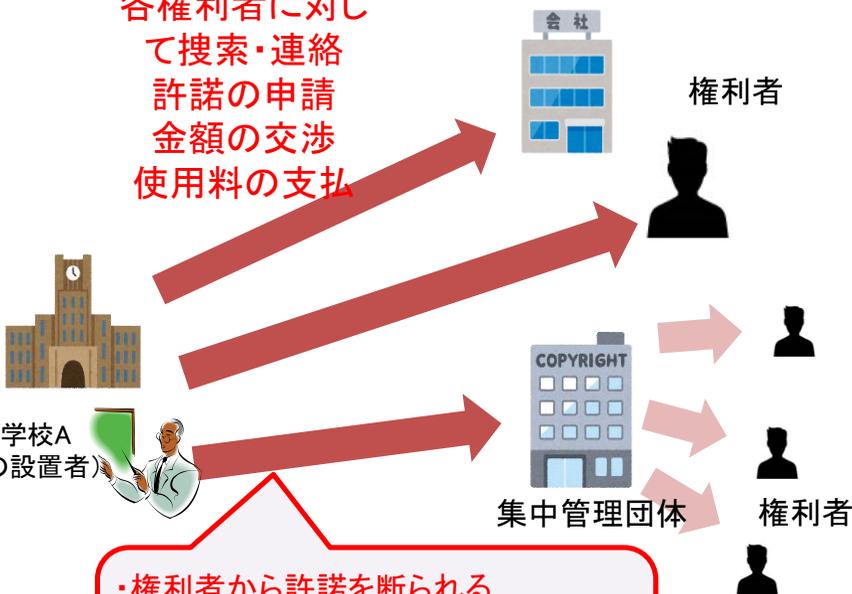
学校等の授業の過程で著作物の公衆送信を行う際の著作権処理の取扱い(※)

※現在権利制限の対象のものを除く。

現在

著作物毎に、利用の都度許諾を得ることと対価を支払うことが必要

各権利者に対し
て検索・連絡
許諾の申請
金額の交渉
使用料の支払

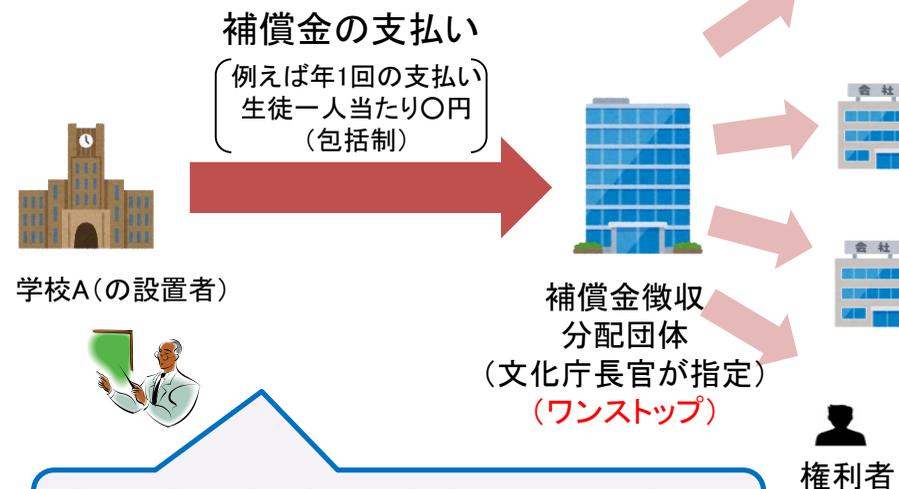


- ・権利者から許諾を断られる
- ・権利者の連絡先が不明
- ・集中管理されていない権利者が多い
- ・手続きが煩雑で授業に間に合わない

改正後

権利制限により、ワンストップの窓口で一定の補償金を支払えば著作物を適法に利用可能

※補償金額については、補償金徴収分配団体が教育関係者からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可する。



補償金の支払い
(例えば年1回の支払い
生徒一人当たり〇円
(包括制))

学校A(の設置者)

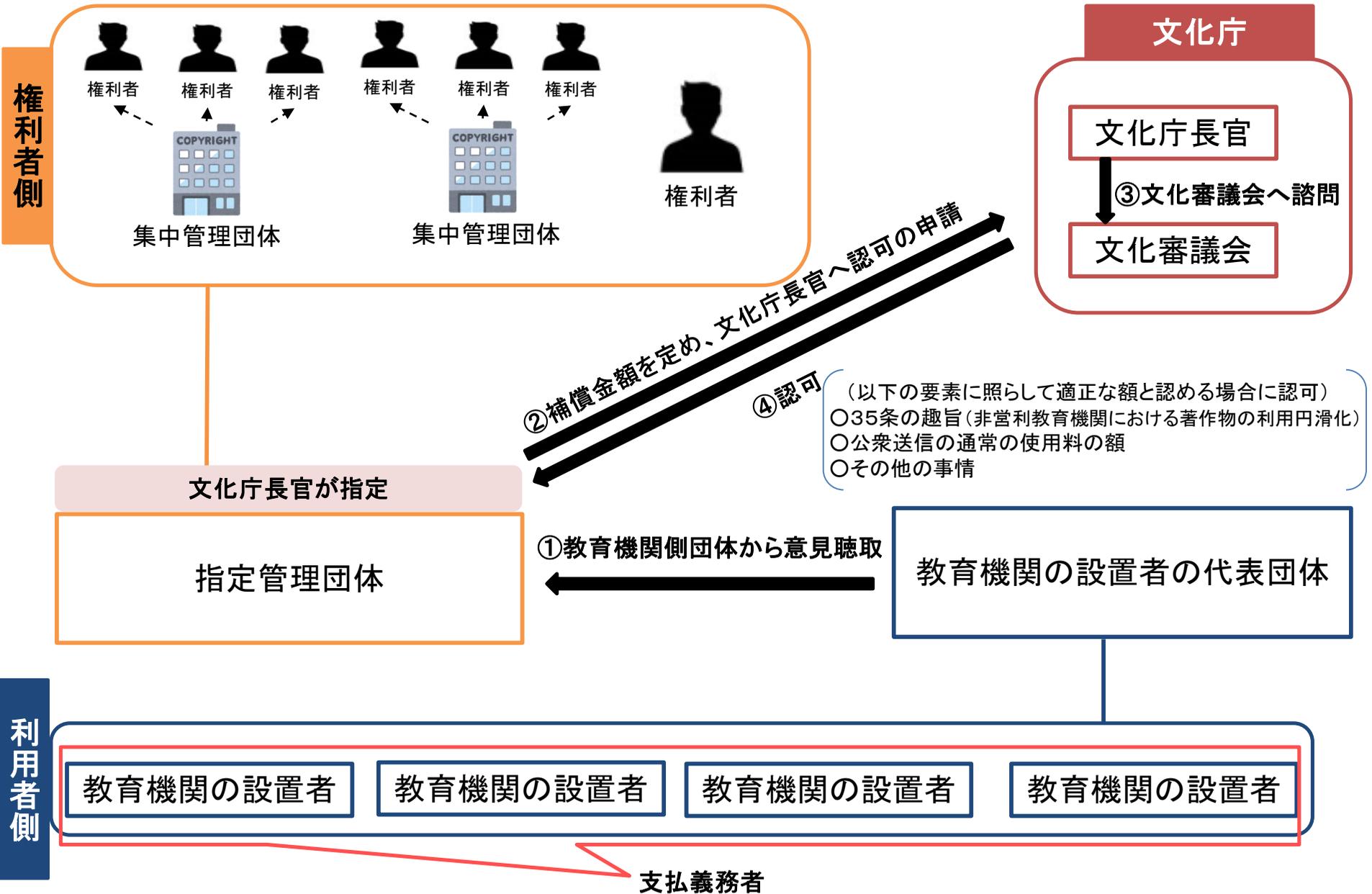
補償金徴収
分配団体
(文化庁長官が指定)
(ワンストップ)

- ・権利者に相談なく自由に利用可能
- ・簡便な手続き

- 指定管理団体の指定の基準(第104条の12)
- 補償金の額の決定手続き(第104条の13)(次ページ参照)
- 補償金関係業務の執行に関する規程の策定・届出義務(第104条の14)
- 著作権等の保護に関する事業等(共通目的事業)への支出義務(第104条の15)
- 文化庁長官による監督権限(報告徴収、改善勧告)(第104条の16)

※これらの他、政令においても一定の仕組みを整備する予定

補償金額の決定手続のイメージ(第104条の13)



【補償金の徴収・分配について(第104条の14～第104条の16関係)】

○指定管理団体の徴収分配業務について、公平性・透明性を維持するためにどのような方策が講じられているのか。

- 補償金徴収分配業務の適正性と透明性が確保されることは、権利者が得るべき利益を適切に還元し、また、教育関係者からご理解を得ながら補償金制度の信頼を維持していくためにも非常に重要。
- このため、
 - 指定管理団体に、補償金の分配に関する事項を含む補償金関係業務の執行に関する規程の文化庁長官への届出義務を課し(新第104条の14)、
 - 指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、文化庁長官は、指定管理団体に対し、報告の徴収や改善のための勧告等を行うことができる旨(新第104条の16)等
について規定している。

○補償金の分配の正確性を期すため、教育現場の著作物の利用実態はどのように把握されることとなるのか。教育現場への負担にならないように配慮すべきではないか。

- 補償金の料金体系が利用実態に関わらず定額を支払う包括徴収型が採用される場合は、権利者への補償金の分配の参考とするため、一部の教育機関にサンプリング調査の協力が求められることも想定されるが、その具体的な方法については、調査負担が過大なものとならないよう、教育関係団体の意見をよく聴いて定められることとなる。
- なお、学校等における著作物利用に係る補償金付権利制限を導入している国等において、補償金等の分配にあたり利用実績のサンプリング調査を行っているものもあると承知している。
- 文化庁としても、制度の趣旨を踏まえ教育機関が円滑に著作物を利用できるような形で補償金制度が運用されるよう、適切な助言等を行って参りたい。

◆衆議院文部科学委員会(平成30年4月13日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一～三 (略)

四 本法により創設される「授業目的公衆送信補償金」について、教育現場での著作物の円滑かつ適法な利活用を促進する観点から、補償金額が妥当な水準に設定されることに加え、その確実な徴収と適正な配分の確保が担保されるよう必要な措置を講ずること。また、教育機関設置者が支払う補償金の負担が生徒等に転嫁される場合に、生徒等の負担が過度にならないよう、適切な運用に努めること。

五 プログラミング教育をはじめとする教育のデジタル化が積極的に進められている中で、デジタル教材の増加や授業目的公衆送信補償金の徴収事務により、教職員の負担が増加し、政府が目指す働き方改革に逆行することとならないよう、安価かつ操作しやすいデジタル教材の普及や授業目的公衆送信補償金の徴収事務の簡素化について、速やかに必要な措置を講ずること。また、同措置を講ずるに当たっては、教育の質の向上及び地域格差の解消といった点にも十分留意すること。

六～八 (略)

◆参議院文教科学委員会(平成30年5月17日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一～四

五、本法により創設される「授業目的公衆送信補償金」について、教育現場での著作物の円滑かつ適法な利活用を促進する観点から、補償金額が妥当な水準に設定されることに加え、その確実な徴収と適正な配分の確保が担保されるよう必要な措置を講ずること。また、教育機関設置者が支払う補償金の負担が生徒等に転嫁される場合に、生徒等の負担が過度にならないよう、適切な運用に努めること。

六、プログラミング教育を始めとする教育のデジタル化が積極的に進められている中で、デジタル教材の増加や授業目的公衆送信補償金の徴収事務により、教職員の負担が増加し、政府が目指す働き方改革に逆行することとならないよう、安価かつ操作しやすいデジタル教材の普及や授業目的公衆送信補償金の徴収事務の簡素化について、速やかに必要な措置を講ずること。また、同措置を講ずるに当たっては、教育の質の向上及び地域格差の解消といった点にも十分留意すること。

七～九 (略)

十、デジタル化・ネットワーク化が進む現状において、全ての国民が著作物の創作者及び利用者となり得る一方で、我が国における著作権法に対する理解は十分でないとの指摘があること等を踏まえ、著作権を含む知的財産に関する学習及び教育機会の更なる充実を図ること。

4. デジタル教科書の制度化に伴う 著作権法の改正

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教育の情報化に対応し、平成32年度から実施される新学習指導要領を踏まえた「**主体的・対話的で深い学び**」の視点からの授業改善や、**障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援**のため、**必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができる（併用制※）** よう、所要の措置を講ずる。

※引き続き、紙の教科書を給付。

概要

1. 学校教育法の一部改正

現在、小学校、中学校、高等学校等の授業では、紙の教科書を使用しなければならない(教科書の使用義務)こととされているところ、

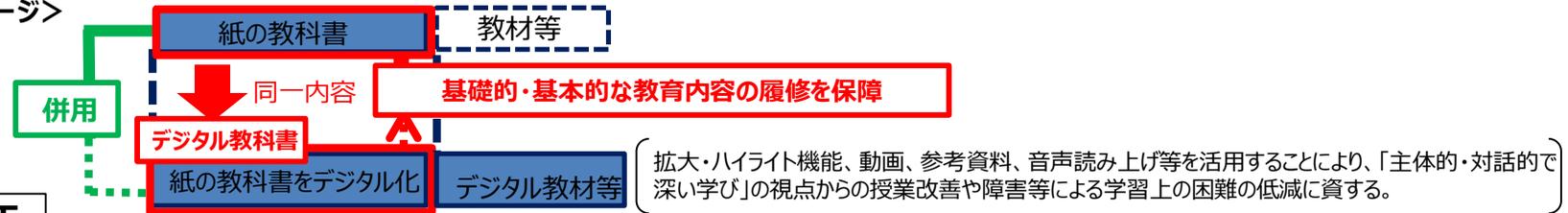
- ① 小学校、中学校、高等学校等において、検定済教科書※の内容を電磁的に記録した「デジタル教科書」がある場合には、**教育課程の一部において、教科書の使用義務に関わらず、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できる**こととする。

※学習指導要領を踏まえた検定基準に基づく検定に合格した図書が教科書として使用される。

ただし、**視覚障害、発達障害等の事由により通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒**に対し、文字の拡大や音声読み上げ等により、その学習上の困難の程度を低減させる必要がある場合には、**教育課程の全部において、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できる**こととする。【第34条関係】

- ② 特別支援学校や、工業高校など高等学校の専門教科等において、検定済教科書が無い場合等に使用する図書についても、①と同様に、その内容を電磁的に記録した教材を使用できることとする。【附則第9条関係】

<デジタル教科書のイメージ>



2. 著作権法の一部改正

- **通常の紙の教科書と同様に、掲載された著作物を権利者の許諾を得ずに「デジタル教科書」に掲載し、必要な利用を行うことを認めるとともに、当該著作物の利用に係る補償金等の規定について整備する等の措置を講ずる。**【新設】

3. 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正

- 民間による教科書の発行がなく文部科学省著作教科書が発行される場合に、その「デジタル教科書」についても、文部科学省著作教科書と同様に、文部科学大臣が出版権を設定できることとする等の措置を講ずる。【第17条関係】

施行期日

平成31年4月1日

5. 今後の展望

今後の展望(・期待)

平成30年秋～

- 権利者団体における補償金の徴収分配の受皿となる法人の組成
 - 補償金制度に関する政省令の制定
 - 指定管理団体の指定
 - 徴収手続き・分配方法、利用実態調査の方法等の検討
 - 補償金額の決定(教育関係団体からの意見聴取、文化審議会への諮問、文化庁長官認可)
- 等



平成〇〇年〇月

改正著作権法第35条の施行

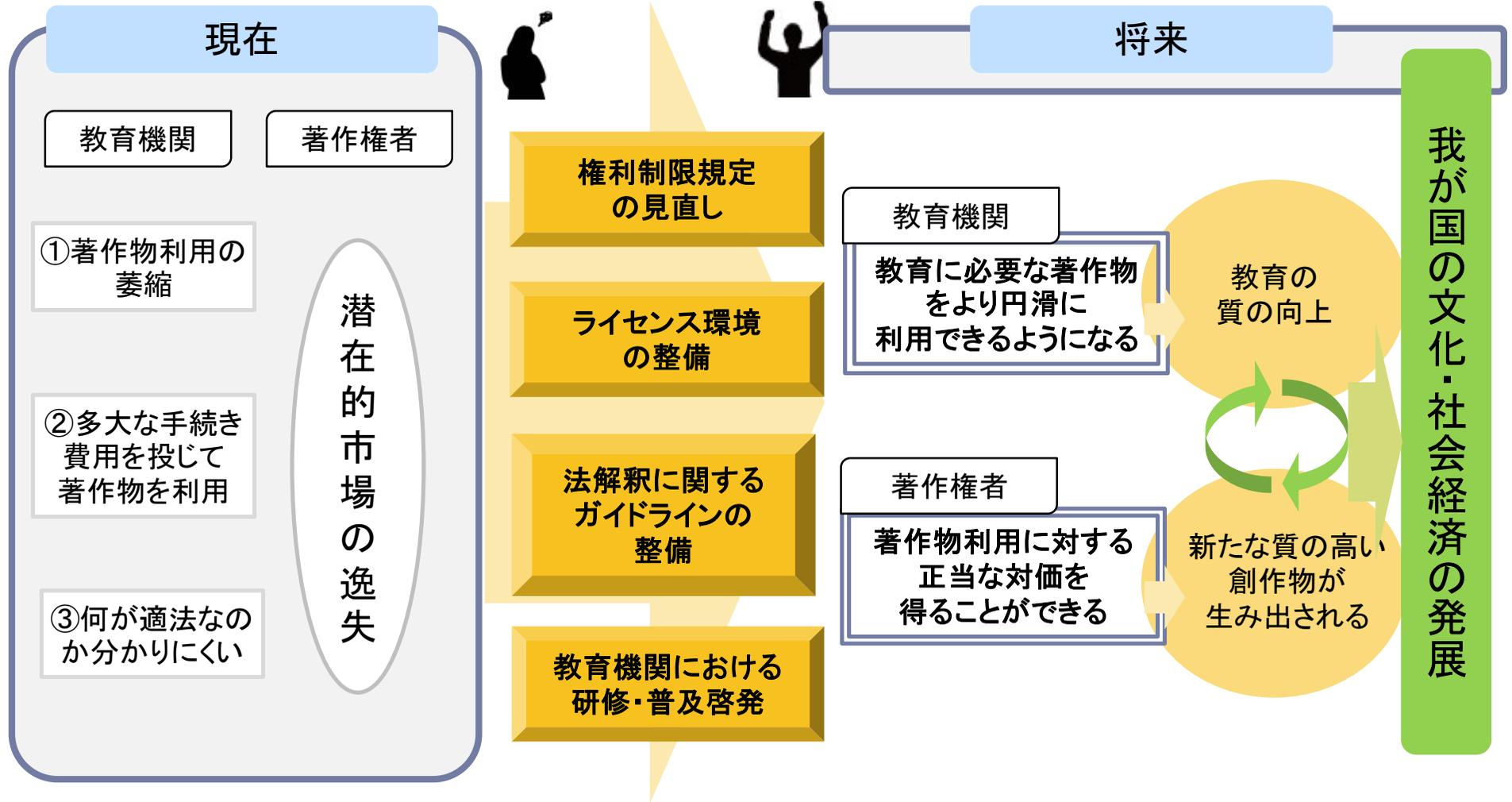
- 権利者・教育関係者による制度の運用上の課題解決に向けた話し合いの場の設定
- 以下のテーマについて、順次検討・実施
 - ① 著作権法に関する研修・普及啓発
 - ② ライセンス環境の整備
 - ③ ガイドラインの整備



著作権分科会報告書(平成29年4月)において、今般の制度改正に伴うワンストップの補償金管理スキームの導入が契機となって、権利者団体と教育関係者との意思疎通の場が、より幅広い教育ニーズに対応できるライセンススキームの構築なども可能とするプラットフォームへと発展することを期待。

本分科会としては、今般の権利者37団体における検討や各団体における検討は、教育目的での著作物の利用環境を大きく前進させる画期的なものとする。こうした検討が非常に短期間で進められていることに敬意を表したい。法制・基本問題小委員会の議論においては、権利制限規定の範囲を超える利用についてライセンス環境を整備することによって権利制限の境界で「切れ目」なく著作物の利用が行える環境を整え、教育現場の著作物利用ニーズにこたえていくことの重要性が指摘されてきた。諸外国に見られるように、補償金の徴収分配を担う団体が、補償金でカバーされる範囲を上回る範囲についても併せて包括的なライセンスの提供を行ったり、さらに著作物の種類に応じて個別の許諾を出したりすることなどを含め、ワンストップでの補償金及びライセンスの集中管理が進めば、教育機関における権利処理の利便性は大きく高まることとなると考える。また、正規授業以外の教育目的の利用についても、将来的には後述するような教材の共有やMOOCでの利用等、幅広い利用目的に対応できるものに発展していくことが期待される。教育関係者及び権利者団体においては、本取組の実現及びその発展に向けて、引き続き精力的に協議を進めることを要請したい。(90頁)

先に述べたように、団体が一元的に補償金管理を担うこととした場合において、補償金額の交渉を円滑に行うため、教育関係者においても教育コミュニティの意見集約を行うための体制の整備が必要となるものと考えられる。このような補償金管理団体と教育コミュニティとの協議のプラットフォームは、補償金額の交渉にとどまらず、ライセンススキームの構築や、法解釈のガイドラインの整備などに関する協議の場へと応用していくことが可能であると考えられる。そのような形で協議の場が活かされれば、教育目的での著作物利用における運用上の諸課題に対する解決策を相互に有機的に結び付けながら検討を行うことができ、その一体的な解決を図ることが可能となるものと期待される。(93頁)





ご清聴
ありがとう
ございました

著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)(抜粋)

※下線は改正部分

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

(授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使)

第一百四条の十一 第三十五条第二項(第二条第一項において準用する場合を含む。第一百四条の十三第二項及び第一百四条の十四第二項において同じ。)の補償金(以下この節において「授業目的公衆送信補償金」という。)を受ける権利は、授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する者(次項及び次条第四号において「権利者」という。)のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下この節において「指定管理団体」という。)があるときは、当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

2 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて授業目的公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)(抜粋)

(指定の基準)

第百四条の十二 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人であること。

二 次に掲げる団体を構成員とすること。

イ 第三十五条第一項(第百二条第一項において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。)の公衆送信(第三十五条第三項の公衆送信に該当するものを除く。以下この節において「授業目的公衆送信」という。)に係る著作物に関し第二十三条第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係る著作物に関し同項に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ロ 授業目的公衆送信に係る実演に関し第九十二条第一項及び第九十二条の二第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係る実演に関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ハ 授業目的公衆送信に係るレコードに関し第九十六条の二に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係るレコードに関し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ニ 授業目的公衆送信に係る放送に関し第九十九条第一項及び第九十九条の二第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係る放送に関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ホ 授業目的公衆送信に係る有線放送に関し第百条の三及び第百条の四に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係る有線放送に関しこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

三 前号イからホまでに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。

イ 営利を目的としないこと。

ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 権利者のために授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する業務(第百四条の十五第一項の事業に係る業務を含む。以下この節において「補償金関係業務」という。)を的確に遂行するに足る能力を有すること。

著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)(抜粋)

(授業目的公衆送信補償金の額)

第一百四条の十三 第一百四条の十一第一項の規定により指定管理団体が授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可があつたときは、授業目的公衆送信補償金の額は、第三十五条第二項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

3 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、授業目的公衆送信が行われる第三十五条第一項の教育機関を設置する者の団体で同項の教育機関を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かななければならない。

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る授業目的公衆送信補償金の額が、第三十五条第一項の規定の趣旨、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

(補償金関係業務の執行に関する規程)

第一百四条の十四 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程には、授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十五条第二項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)(抜粋)

(著作権等の保護に関する事業等のための支出)

第百四条の十五 指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の総額のうち、授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告の徴収等)

第百四条の十六 文化庁長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、補償金関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又は補償金関係業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

(政令への委任)

第百四条の十七 この節に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な事項は、政令で定める。

学校教育法等の一部を改正する法律(平成30年法律第39号)(抜粋)

(教科用図書代替教材への掲載等)

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材(学校教育法第三十四条第二項又は第三項(これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。)に掲載し、及び教科用図書代替教材の当該使用に伴つていずれの方法によるかを問わず利用することができる。

2 前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前条第二項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

(教科用拡大図書等の作成のための複製等)

第三十三条の三 (略)